

告示

埼玉県告示第八百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部及び二画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）フォレオ菖蒲

埼玉県南埼玉郡菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一

部

（変更後）フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部

及び二画地

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和ハウス工業株式会社 代表取締役 村上健治

（変更後）大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野直竹

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人あつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市桜川一丁目一番一号 外 計四者

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

八 変更年月日

平成二十三年四月一日外

二 届出年月日

平成二十三年七月十四日

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課